

平成 23 年度 3 月補正予算編成方針

補正予算の編成方針について

- (1) 歳入超過、歳入欠陥または不用額が生じる見込みのあるもので、歳入または歳出の事項において、その額が 3, 0 0 0 千円程度を超え、かつ、補正することが適当と判断されるもの
- (2) 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
- (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
- (4) 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの
(県にあわせて繰越明許費の予算措置を必要とするものを含む)
- (5) 補助内示等に伴い、債務負担行為の補正が必要なもの
- (6) 国の補正予算成立に伴い、予算補正を必要とするもの